

江東西あおいろ会報

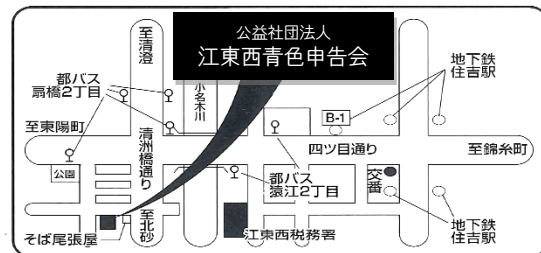
公益社団法人江東西青色申告会



〒 135-0011 東京都江東区扇橋 3 丁目 1 番 2 号

TEL 03 (3649) 4178 : FAX 03 (3649) 6876

<https://nishiaoiro.jp/>



新年のご挨拶

公益社団法人江東西青色申告会

会長 大村 彰男



新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、お健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。旧年中は、会運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、私ども小規模事業者にとって税を取り巻く環境は大変厳しい状況が続いております。ご存知のように、昨年 10 月より消費税率は 10% へ引き上げられ、それと同時に軽減税率制度が実施されました。複数税率に対応して適切な申告・納税を行うために、税率ごとに取引を区分する経理が必要となりました。また、令和 2 年分からの青色申告特別控除 65 万円の適用要件に e-Tax による申告（電子申告）または電子帳簿保存が追加されます。申告納税環境の大きな変化を会員の方々に伝え、理解していただけるよう、指導方針や対策に取り組んでまいります。間もなく、申告時期を迎えます。スムーズな申告ができるように皆様のご協力をお願い申し上げます。

当会は平成 25 年 4 月公益社団法人としてスタートしてから 7 年目を迎えます。青色申告会の活動の原点である青色申告の普及と納税道義の高揚を図ることで社会に貢献して参ります。

結びにあたり、皆様方の益々のご繁栄とご健勝を心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

謹んで新年のお慶びを申し上げます

監 事	監 事	理 事	理 事	理 事	理 事	理 事	理 事	理 事	会 計	会 計	副 会 長	副 会 長	副 会 長	会 長
加 藤 賢 二	福 與 公 秀	羽 入 田 久 男	和 泉 敬 三	駒 形 京 子	川 名 満 知 子	伊 藤 晃 子	森 井 政 彦	町 野 幸 史	君 嶋 孝 子	加 藤 光 子	佐 藤 幸 子	庄 司 修	野 島 和 博	大 村 彰 男

青色申告会は、ボランティアの役員が中心となって活動しています

新年のご挨拶

江東西税務署長

小原 豊稔



令和2年の年頭に当たり謹んでお祝いを申し上げます。

旧年中は、公益社団法人江東西青色申告会の大村会長様をはじめ会員の皆様には、税務行政に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

また、貴会におかれましては、公益社団法人としての社会貢献活動をはじめ、新規開業者への記帳指導の実施、各種研修会の開催、4署合同の記帳・決算説明会の共催など、青色申告の普及と誠実な記帳による適正申告の推進にご尽力いただくとともに、区民まつり等での税の啓蒙活動にも熱意をもって取り組んでいただきました。皆様方の事業活動に対するご熱意とご尽力に対し、改めて敬意を表する次第です。さて、昨年10月に消費税率の引き上げに合わせて軽減税率制度が実施され、約3月が経過しました。今のところ大きな混乱もなく順調に推移しているものと考えています。

軽減税率制度実施後の事業者の皆様初めての申告が円滑に行われるよう、本年も、制度の周知・広報・記帳指導等に積極的に取り組んでまいりますので、

引き続き、ご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ところで、間もなく令和元年分所得税及び消費税の確定申告の時期を迎えます。当署では、申告書作成会場を東京国税局（築地）に開設し、会場内に青色コーナーを設置いたします。

貴会におかれましては、青色コーナー指導者育成研修等を開催し、日々準備を進めていただいております。本年も青色コーナーの円滑な運営に、お力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、当署では、令和2年分所得税確定申告から改正される、65万円の青色申告特別控除の適用要件などの改正項目の周知や、e-Taxの更なる利用促進等について広報活動を行ってまいりますので、引き続き、ご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本年は、いよいよ東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。

当署管内には10競技会場があり、全国的にも益々注目が集まる活気にあふれた地域となるでしょう。貴会におかれましては、飛躍の年となるに違いありません。貴会と当署が手を携えて、納税意識の向上等と円滑な税務行政の実施に取り組んでまいります。

結びに当たり、公益社団法人江東西青色申告会の皆様のご発展と、会員並びにご家族の皆様方のご健勝とご繁栄を心から祈念申し上げます。新年の挨拶とさせていただきます。

会員必携は事務局まで

この一冊に個人事業者にかかわる税の基本的な内容を集約しており、毎年の税制改正についても把握することが出来ます。確定申告等にぜひ活用ください。300円で販売しております。ご希望の方は事務局までお申込みください。

令和元年版の主な掲載内容

- ◆特集 確定申告にあたって ■令和元年分から適用される主な税制改正項目 ■所得税等の申告書B（下書き用） ■令和元年分決算・申告のチェックリスト ■個人事業者の事業承継税制のあらまし
- ◆青色申告制度 ■青色申告と特典 ■青色申告を始めるためには ■記帳と帳簿書類等の保存 ■青色申告者の記帳のきほん ■会計ソフトによる記帳のメリット
- ◆損益計算と決算 ■損益計算のきほん ■事業所得の損益計算 ■不動産所得の損益計算
- ◆所得税 ■所得税のあらまし ■所得金額の計算 ■所得から差し引かれる金額の計算 ■所得税額の計算 ■申告納税額の計算 ■確定申告と納税
- ◆消費税 ■消費税の基本的なしくみ ■税区分の把握 ■帳簿と請求書等の作成 ■消費税額等の基本的な計算手順 ■軽減税率導入にともなう中小事業者の税額計算の特例 ■申告と納税
- ◆相続税・贈与税 ■相続税のあらまし ■贈与税のあらまし
- ◆地方税（個人住民税・個人事業税・固定資産税）
- ◆巻末資料 ■勘定科目一覧表兼消費税の税区分表 ■減価償却資産の償却率表 ■耐用年数表

各会議・行事 ご報告

12月

- 2 (月) 三役会
- 3 (火) 第3支部役員懇親会
- 10 (火) 第3支部広報PR活動
- 11 (水) 創青部力ラオケ会
- 12 (木) 組織広報委員会
- 13 (金) 事業厚生委員会
- 16 (月) 三役会議
- 17 (火) 創青部忘年会
- 18 (水) 理事会

これからの予定

1月

- 7 (火) 三役会
- 14 (火) 第3支部理事会
- 15 (水) 東青連新年賀詞交歓会
- 15 (水) 創青部力ラオケ会
- 17 (金) 理事会
- 20 (月) 組織広報委員会
- 29 (水) 会計報告会
- 31 (金) 新年賀詞交歓会

事務局よりお知らせ

本年もよろしく

お願い申し上げます



「医療費控除を受ける方へ」

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の提出が必要となりました。医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。税務署から求められた時は、提示または提出しなければなりませんのでご注意ください。

また、医療保険者から交付を受けた医療費通知(健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」など)を添付すると、明細書の記入を省略できます。

今月号の会報に、「医療費控除の明細書」を同封しております。医療費控除を受ける場合はご利用ください。また、当会にお越しの際は、必ず、名称や金額等、詳細を正しい「記入のうえ」に持参くださいますようお願いいたします。

「決算確定申告相談について」

昨年分の確定申告書を当会から提出された方へは下書き用の「決算書・確定申告書B」を12月下旬に送付しました。

【消費税の申告がある方へ】

「課税取引金額計算表」を下書き用の決算書・確定申告書Bと一緒に送付しておりますので、消費税の申告来会時には必ず計算表をご記入のうえ、来会ください。

【会計ソフトご利用の方へ】

やよいツカエル・BRA・JDLをご利用の方は、データをUSBメモリにバックアップし、データが入っているか確認してからお持ちください。上記のソフト以外をご利用の方は、決算書を印刷してお持ちください。なお、会計ソフトの初期設定や入力等の記帳指導期間は終了しておりますのでご注意ください。

「会費の納入」について

12月6日の□座振替が引落不能の方は、1月6日に再振替します。□案内を送付しています。

引落ができず会費未納となりますと退会となります。退会後は決算確定申告相談会などのサービスがご利用できなくなりますので予めご了承ください。

注目!

自転車保険 義務化!

平成25年7月施行の「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」では、自転車利用者に対して交通ルール・マナーを習得、点検整備が行われた安全な自転車を利用、ヘルメット等の自転車の安全利用に役立つ器具を利用、自転車事故に備えた保険に加入の努力義務が定められています。

しかし、令和2年4月より自転車の安全で適正な利用の更なる促進を図るため、次のことが改正されます。

① **自転車利用者**、保護者、自転車使用事業者及び自転車貸付業者による

自転車損害賠償保険等への加入を義務化

② 自転車小売業による自転車購入者に対する自転車損害賠償保険等への加入の有無の確認、確認ができないときの自転車損害賠償保険等への加入に関する情報提供の努力義務化

③ 事業者による自転車通勤をする従業者に対する自転車損害賠償保険等への加入の有無の確認、確認ができないときの自転車損害賠償保険等への加入に関する情報提供の努力義務化

④ 自転車貸付業者による借受人に対する貸付自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の内容に関する情報提供の努力義務化

⑤ 学校等の設置者に対し、児童、生徒等への自転車損害賠償保険等に関する情報提供の努力義務化

青色申告会の自転車保険にご加入を!



自転車保険

自転車に関わるケガの補償や損害賠償責任 **1億円**の補償! **団体割引 20%適用**のため、割安です。

◎ パーソナルタイプ(個人型) 1年間で **2,000円**

① 被保険者: ご登録いただいた方ご本人
(事業主でなくてもOK!)

◎ ファミリータイプ(家族型) 1年間で **2,500円**

① 会員本人 ② 配偶者

③ 同居の親族

(6 親等内の血族および 3 親等内の姻族)

④ 別居の未婚(これまでに婚姻歴が無い)の子

青色共済給付状況報告

給付状況をお知らせします。

令和元年11月1日

～令和元年11月30日

- ・入院見舞金・・・1件
- ・弔慰金・・・0件
- ・長寿祝い金・・・0件
- ・傘寿金・・・0件



割安な共済保険を
取り扱っています!

女性部からのお知らせ

【ご報告】

令和元年11月27日(水)に食事を開催致しました。10名の参加で、今年の出来事やこれからの女性部のあり方など、様々な話もあり、和やかに終了しました。

【今後の予定】

次年度の計画について話し合うため、委員会を開催する予定です。

女性部では部員を随時募集しております。

ぜひ、一緒に活動してみませんか?

「興味のある方、質問などございましたら、事務局までお気軽にご連絡ください。」



決算・確定申告相談会

令和2年1月21日（火）から3月16日（月）【土日祝日除く】

9時・10時・11時・1時・2時・3時・4時・**5時**

- ・ **おひとり50分、1回のみ**の相談とさせていただきます。
- ・ 指定日（2月16日・3月1日・8日）は休日相談をいたしますので予約できます。
- ・ 会計ソフトをお使いの方は3月12日までの予約期間中にお願いします。
- ・ 3月13・15・16日は来会受付順のご相談となります。大混雑が予想されますので、1日に応対できる人数を超えた場合は、申し訳ありませんが受付できません。
- ・ **3月16日（月）最終日は正午で受付終了になります。最終日は書類の収受は行いません。ご自身で税務署へご提出ください。**

予約のしかた

電話予約：令和2年1月10日（金）午前10時～**2月28日（金）17時**

（公社）江東西青色申告会 03-3649-4178

あなたのご希望日時を事前に電話予約をすれば、待たずに相談が受けられます。

step1

事業主様のフルネームと電話番号をお願いします。

屋号ではなく、ご登録頂いている事業主の方のお名前をお願いします。

Step2

特別な申告はありますか？

土地や株の売買、新たに住宅ローン等で住宅を取得した方は事前確認資料があります。
申告会までお問い合わせください。

Step3

会計ソフトをご利用ですか？

ご利用の場合は、お使いのソフト名を教えてください。

やよい・ツカエル会計・ブルーリターンA・JDLをご利用の方はバックアップファイルをお持ちください。それ以外の方は、決算書を印刷してお持ちください。

Step4

ご希望の日時をご指定下さい。（人数に応じて枠数をご予約下さい）

ご希望に添えない場合もあります。**担当者の指名はお受けできません。**予めご了承ください。

step5

〇月〇日〇曜日の〇時に予約受付いたしました。

復唱しますのでご確認をお願い致します。

事前準備チェックリストをよくご覧頂き、必要書類等をお持ち下さい。

消費税の申告相談会は3月18日以降となります

必要書類等 事前準備チェックリスト

決算書 確定申告書 控え	過去2年分(昨年当会をご利用の方は不要です)
税務署から送られた書類等 (未着の場合不要) 税務署より1月中旬頃発送予定	昨年申告会をご利用の方→ 確定申告のお知らせハガキ・お知らせ通知書 ご利用がない・新規開業の方→確定申告書類 一式
本年度の帳簿・集計表等、複式簿記の方は元帳・試算表・記帳データ等	売上・経費のわかるもの 本年中に10万円以上の資産の購入、下取りがあった方は明細書等 固定資産税、光熱費等の按分が必要な方は、それぞれの合計・事業割合 専従者給与・給与を支給している方は年末調整で使用了源泉徴収簿
マイナンバー (個人番号)関係書類	電子申告をご利用の方(代理送信含む)→申告者本人と扶養家族の個人番号紙で提出の方→申告者本人と扶養家族のマイナンバーカード又は通知カードと運転免許証などの身元確認書類の添付
源泉徴収票	国民年金や厚生年金などの収入がある方は、公的年金等の源泉徴収票(1月下旬ごろ) 俸給や給与、賃金、賞与などの収入がある方は、給与所得の源泉徴収票 等
支払調書	支払を受ける際に源泉徴収された所得税がある方は、支払調書
生命保険契約に基づいて支払われる年金がある方	保険会社・郵便局等が発行する支払年金額等のお知らせ等が必要です。 (支払金額・既払保険料(掛金)・源泉徴収税額等が記載)
所得控除関係書類	医療費控除 「 医療費控除の明細書 」をご記入のうえ、ご持参ください。 領収書は添付不要となりました(5年間保存)。本人・生計を一にする配偶者その他親族のために支払った医療費を明細書に記載。高額療養費の戻り金額・生命保険等給付金金額がある場合は支払の対象となった医療費から差し引く。
	社会保険料控除 * 国民健康保険・後期高齢者医療保険 を支払っている方は、1月から12月中に実際に支払った合計額 保険料等年間支払金額の確認は事前に問い合わせるなど準備のうえお越し下さい。 * 国民年金・国民年金基金 を支払っている方は、控除証明書。 11月頃日本年金機構から送付されています。 * 介護保険料 を支払っている方は、1月から12月中に支払った合計額 * 年金から差し引かれている場合は、公的年金等の源泉徴収票に記載されています。
	小規模企業共済等掛金控除 小規模企業共済等掛金控除証明書(11月下旬頃送付)
	生命保険料控除 生命保険(一般・個人年金・介護医療用)控除証明書(源泉徴収票に記載されている場合は添付不要)
	地震保険料控除 地震保険料控除証明書(源泉徴収票に記載されている場合は添付不要)
	寄付金控除 「寄付金(税額)控除のための領収証」適用下限額が2,000円。
	配偶者・配偶者特別控除 本年中の収入がわかるもの(源泉徴収票等)
	扶養控除 控除対象者のお名前・生年月日、別居している方は住所。
税額控除	住宅借入金等特別控除 前年より引き続き控除を受ける方は、借入先の金融機関が発行する住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書が必要です。本年新規に取得された方は一定の要件の確認と各種添付書類が必要となります。事前にお問い合わせ下さい。
ご自身の電子証明書でe-Tax送信する方	・新規にe-Taxを利用される方は事前に利用開始手続き、マイナンバーカードが必要です。事前にお問い合わせ下さい。
印鑑	認印で結構です。